



第2章 緑の現況と課題

1 京都市の緑の概要

(1) 都市特性

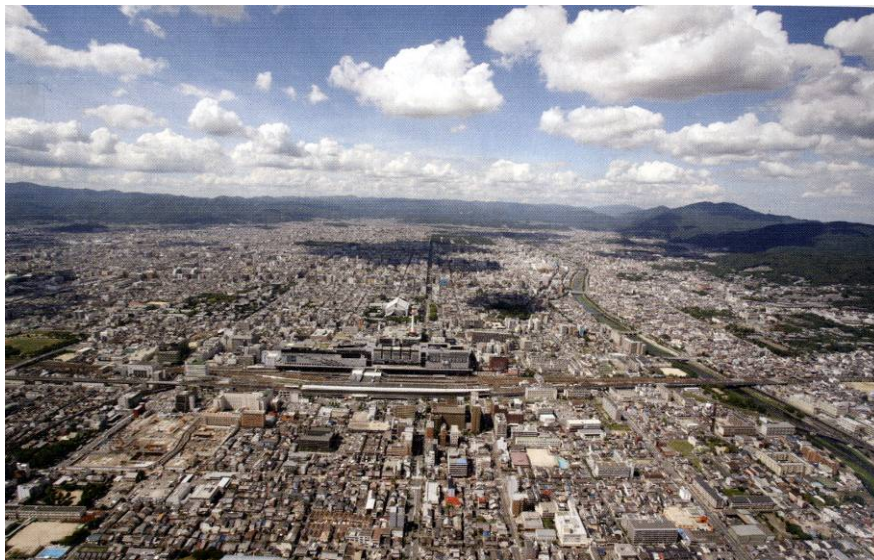
① 緑の歴史

本市は、周辺の山々や盆地を流下する河川が生み出した多様な自然の中で、都として 1200 年にわたる歴史と伝統を培い、風格と個性に満ちたまちを形作ってきました。

周辺の山々、山すそ及びまちなかの社寺、碁盤目状の大路・小路や鴨川などは、本市の都市の骨格となっており、本市では、都市空間の中に、古都の歴史的文化遺産とそれを取り巻く豊かな自然を色濃く残すわが国を代表する都市として、世界の人々を引き付けています。

古都の歴史的環境の代表的な構成要素となる主な緑は、周辺の山々の樹木、神社仏閣の大木、川べりの樹木、市街地に接する農地等であり、近世以降は、公園の樹木や街路樹の緑が重要な位置を占めています。

また、住民が支えてきた伝統行事は、緑との関わりを深く持ち、京野菜など市民生活に密着した産業的な緑も多く、市民生活の中で緑は大きな役割を担い、都市を特徴付けています。



京都のまちなみと周辺の山々



② 緑の特質

本市の緑は、その歴史を踏まえ、位置や形態、資質などから、次のような特質を持つものとして捉えられます。

ア 自然環境としての緑

(近畿圏における広域的な拠点緑地)

本市の市街地を取り巻く山々の緑は、都市化の進行した近畿圏にあって、六甲山系、生駒山系、北摂山系及び和泉山系等の緑地と共に、近畿圏における環状緑地帯を構成しており、広域的にも重要性の高い緑として位置付けられます。

(都市の骨格を形作る緑)

本市は、東・北・西の三方が山に囲まれた盆地地形で、その中を、鴨川、桂川、宇治川の三川が流下しており、これらが本市の都市としての骨格の緑を形成しているとともに、吉田山、船岡山、双ヶ岡の三丘に代表される丘陵の緑は、都市の景観をより変化に富んだものにしています。

この基本構造がある限り、京都の京都たる存在価値が保たれ、京都のアイデンティティの源泉となります。

(生物の生息・生育地としての緑)

本市には、周辺の山々、盆地地形、そこを流下する大小の河川で構成される多様な自然環境のもとで、様々な生物が生息・生育しています。

特定植物群落など貴重な植生としては、国の天然記念物にも指定されている深泥池みぞろがいけにおける生物群集、そして上賀茂神社の森、下鴨神社のただす糺の森などの社寺林等があります。

また、市街地の近くに自然が残る京都では、身近な山や川、公園が様々な生物の生息・生育地となっており、中には琵琶湖疏水の誕生と共に琵琶湖からやって来た平安神宮神苑のイチモンジタナゴなど、近代化の中で新たに誕



生した生態系等も見られ、歴史と空間で織りなされた豊かな自然環境，生物多様性が保たれています。



生物の生息・生育地としての緑（深泥池）



丘陵の緑（双ヶ岡）

イ 歴史文化の緑

（歴史的環境としての緑）

本市の緑は、1200年に及ぶ都の歴史の中で、人々の暮らしと相互に影響し合いながら形作られてきたもので、現在では、わが国を象徴する景観として内外に紹介されています。これらの緑は、東山、北山、西山など三方の山々の樹林や、神社仏閣の境内地とその背後の樹林、鴨川べりの並木や高野川との合流部の樹林地などで構成されています。古都の歴史的環境には、緑が構成する環境と景観が不可欠です。これらの歴史的環境を守るため、山の立地



条件や歴史，文化的要素も踏まえ，山すそ部から稜線，更にはその背後の緑まで，歴史的環境を構成する重要な緑として保全されています。

(近代都市のモニュメンタルな緑)

本市の緑を特徴付けるものに，明治以降，近代都市への歩みを始めた中で蓄積された緑があります。疏水周辺や蹴上浄水場の緑，ケヤキやエンジュの街路樹，古くからある公園や大学構内に残るクスノキやヒマラヤスギの大木です。これらは，本市を単に歴史都市に終わらせない，都市の息吹を感じさせるものであり，開発と調和のあり方を探る鍵となっています。

(文化の緑)

都市の緑のあり方は，その都市の文化度を推し量る尺度といわれますが，本市には，歴史の波にもまれ，洗練されてきた都市文化の遺産，市民文化の所産といえる緑が数多く残されています。歴史的建造物と一体となった森や林，北山の杉林，町家の前栽・坪庭，日本庭園など，いずれも自然の緑，機能的な緑が昇華されて文化の緑となったもので，季節感の提供に大きく寄与し，人々の豊かな暮らしの支えとなってきました。

(生活や産業としての緑)

市民が支えてきた祭りや伝統行事とともに，華道や茶道などは緑との関わりを色濃く持っており，聖護院カブなどの京野菜の畑や大枝の柿の果樹園，京たけのこを生産している孟宗畑など，市民生活に密着した産業的な緑も数多くあります。

(観光客にとっての緑)

本市には，年間5,000万人を超える観光客が訪れており，市民のみならず，国内外の多くの人々に愛され親しまれています。その魅力の根源は，歴史都市の美しさ，風格によるものと考えられており，これらは緑によって演出さ



れています。世界との文化交流を進める本市にとって、市民のみならず、本市を訪れる人々に感動を与える緑の保全と創出が、今まで以上に緑の質として必要とされています。

(借景・眺めの緑)

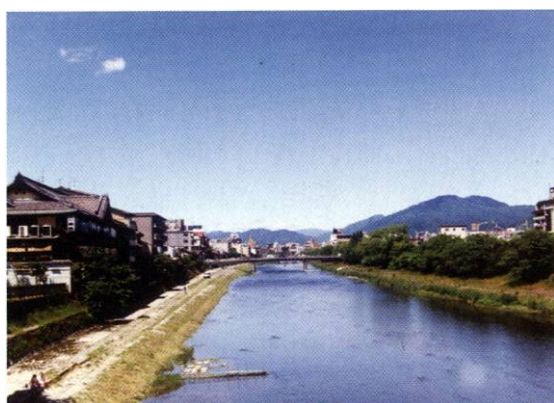
遠景の山の緑や御所、^{ただ}糺の森などのまとまりのある緑を、借景などによって市民生活の中に取り込むとともに、大路や河畔からは外縁の緑へのビスタ（見通しの風景）が確保されるなど、自然環境としての借景・眺めの緑があふれています。



借景の緑（天龍寺境内）



京の坪庭



借景・眺めの緑（鴨川）



ウ 安心・安全の緑

(ひとを守る緑)

緑は、災害時の避難地・避難路や救援の活動拠点となるばかりでなく、火災の延焼防止に、また、降雨時には雨水を蓄え、表土の流出を抑制し土砂災害の防止に寄与するなど、都市の安全性、防災性を高めるものです。



阪神・淡路大震災時の公園

(ひとを癒す緑)

本市の山々の緑は、健康的で清潔な都市の基盤であり、市街地近くにある自然とのふれあいの場となっているばかりでなく、山々の景観は、市民に安らぎを与えています。一方、まちなかの社寺境内地や公園の緑は、身近に立ち寄れる散策・運動・遊びの場となるなど、市民の心身の健康を育む拠り所となっています。



癒しの緑



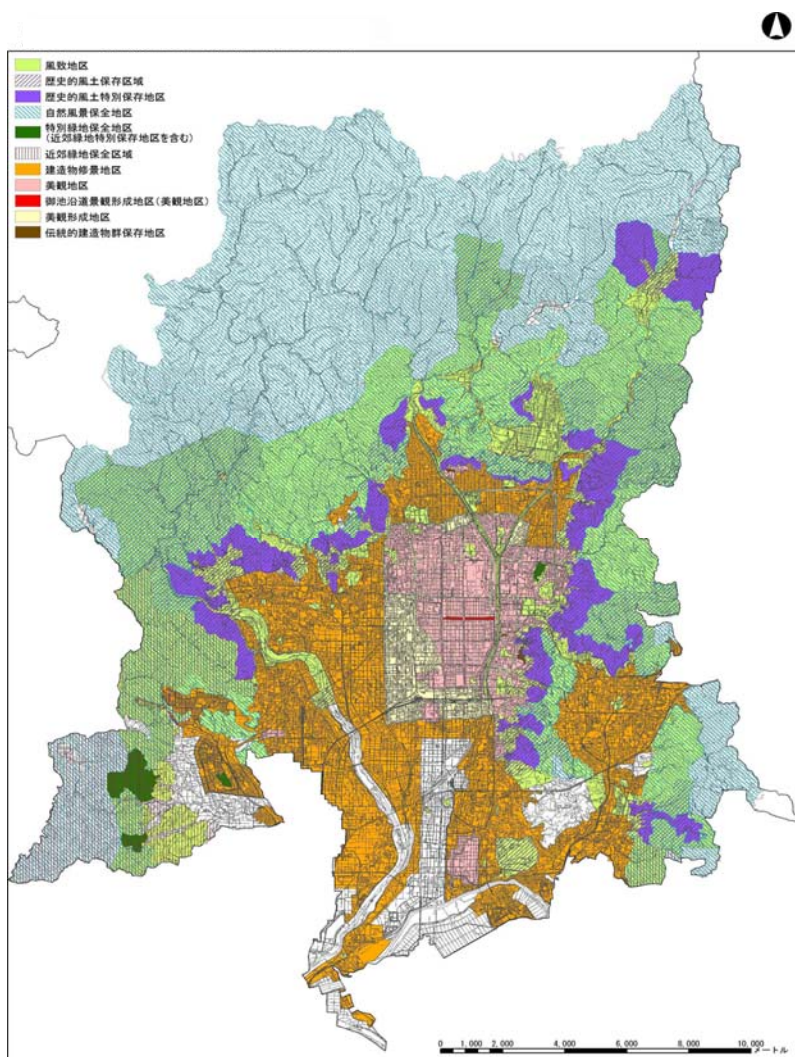
(2) 緑の現況と課題

① 市街地を囲む山々の緑

市街地を囲む山々の緑は、現在、その多くを歴史的風土特別保存地区や自然風景保全地区等の、地域制緑地の指定によって保全されています。本市が現在もなお、山紫水明の都といわれ、市民や観光客にとって緑に囲まれたまちとして親しまれているのは、こうした市街地を囲む山々の緑に負うところが大きいのです。

このことは、森林の現状からも明らかであり、森林面積は約 61,000ha で市域のおよそ 4 分の 3 を占めています。

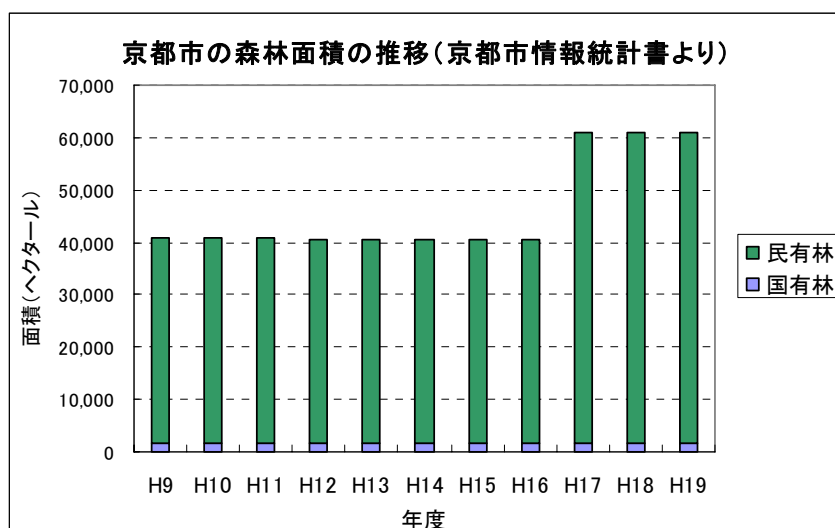
<参考> 地域制緑地等の分布の様子（「京都市景観計画」より）





＜参考＞森林の現状（平成 19 年度京都市農林統計資料より）

国有林	民有林等						森林面積
	私有林	財産区	府	市	地域森林計画 対象外森林	計	
1,611ha	57,829ha	142ha	212ha	1,053ha	171ha	59,406ha	61,018ha



※平成 17 年度は、旧京北町の編入に伴い、森林面積が大幅に増加

（課題）⇒ 生活様式の変化等による維持管理の不十分さや、林業的利活用の減少により、竹林の拡大やつる性植物の繁茂、マツノザイセンチュウによるマツ枯れやカシノナガキクイムシによるナラ枯れ、常緑樹林化などが進んでいます。

このまま放置しておくと、緑は保全されたとしても、多様な生物の生息・生育が不可能になったり、紅葉や落葉による季節感が失われるなど、生態系や都市景観の変容が進展することが危惧されます。

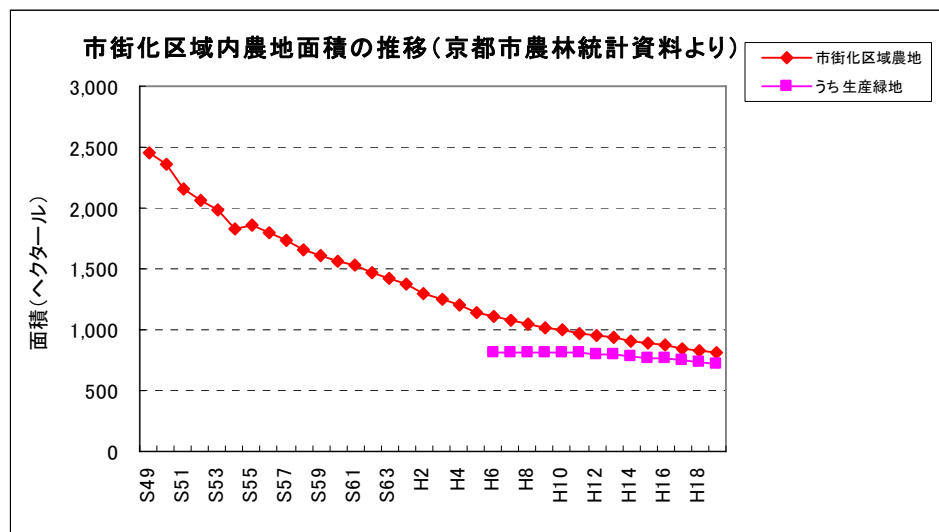


② 市街地の緑

ア 農地

本市の農地は、京野菜などの近郊野菜や米などの生産、供給地として、また、古都の重要な田園景観の構成要素として、特色ある重要な役割を担っています。近年は、農地転用が進み、農地が減少を続けていますが、市街化区域内農地については、生産緑地地区制度の活用などにより、良好な農地の保全に努めています。

(課題) ⇒ 特に市街化区域内の農地は経年的に減少しており、その対策が必要です。



イ 社寺境内地等

本市にとって、社寺境内地等の緑は、その規模、質とも極めて大きな役割を果たしています。また、住宅地の庭などにも優れた緑が保たれています。これらの緑は、京都らしさや地域意識を形成するうえで非常に重要です。

(課題) ⇒ 境内地が駐車場となったり、隣接地への樹木による日照不足や落葉の飛散等による苦情対応から、市街地における貴重な樹木や樹林が減少しているので、その対策が必要です。

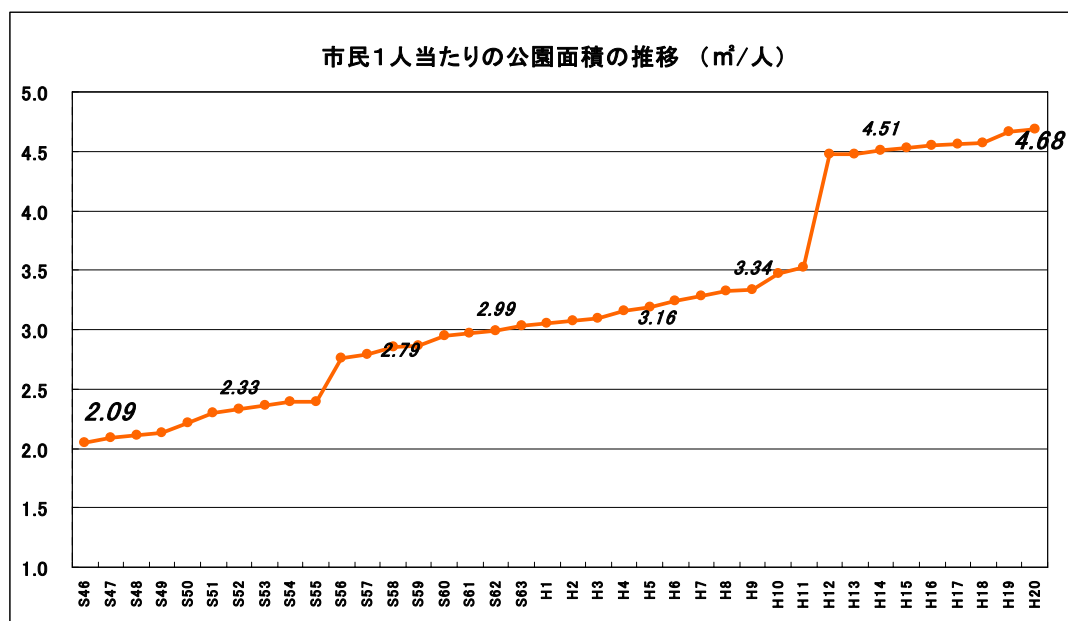


ウ 公園

市内の公園（都市公園及び国民公園）は、平成 20 年度末現在で 861 箇所開園しています。

また、その分布の状況は、地域によって偏りがあり、中心市街地の中京区、下京区や、新興市街地の山科区、右京区では、公園面積が不足しています。

これは、中心市街地においては、戦災復興区画整理事業が行われなかったことや、歴史的町並みを比較的多く残していることによるものであり、新興市街地においては、小規模な開発が進んだために、一定数の公園は存在するものの、いずれも小規模で、かつ偏在していることによるものです。



※ 平成 20 年度末現在の 1 人当たりの公園面積は 4.68 ㎡となっており、平成 11 年に策定した緑の基本計画からみて約 1.3 ㎡面積が増えています。

なお、平成 12 年度に面積が増加しているのは、大原野森林公園（面積 134ha）の整備によるものです。



(課題) ⇒ 中心市街地や周辺の新興市街地においては，市民に身近な公園を確保し，公園の不足地域を解消することが求められています。

また，既に開園している公園の中には，時代のニーズや地域の社会的状況に合わなくなった公園もあり，市民が利用しやすいように整備し直す必要があります。

エ 道路，河川等

街路樹や川沿いの並木は，都市の景観を形作るうえで重要な緑です。本市は近代都市への歩みの過程で，早くから街路樹の導入を図り，ケヤキやエンジュの並木などに見られるように，本市を代表する道路の緑があります。

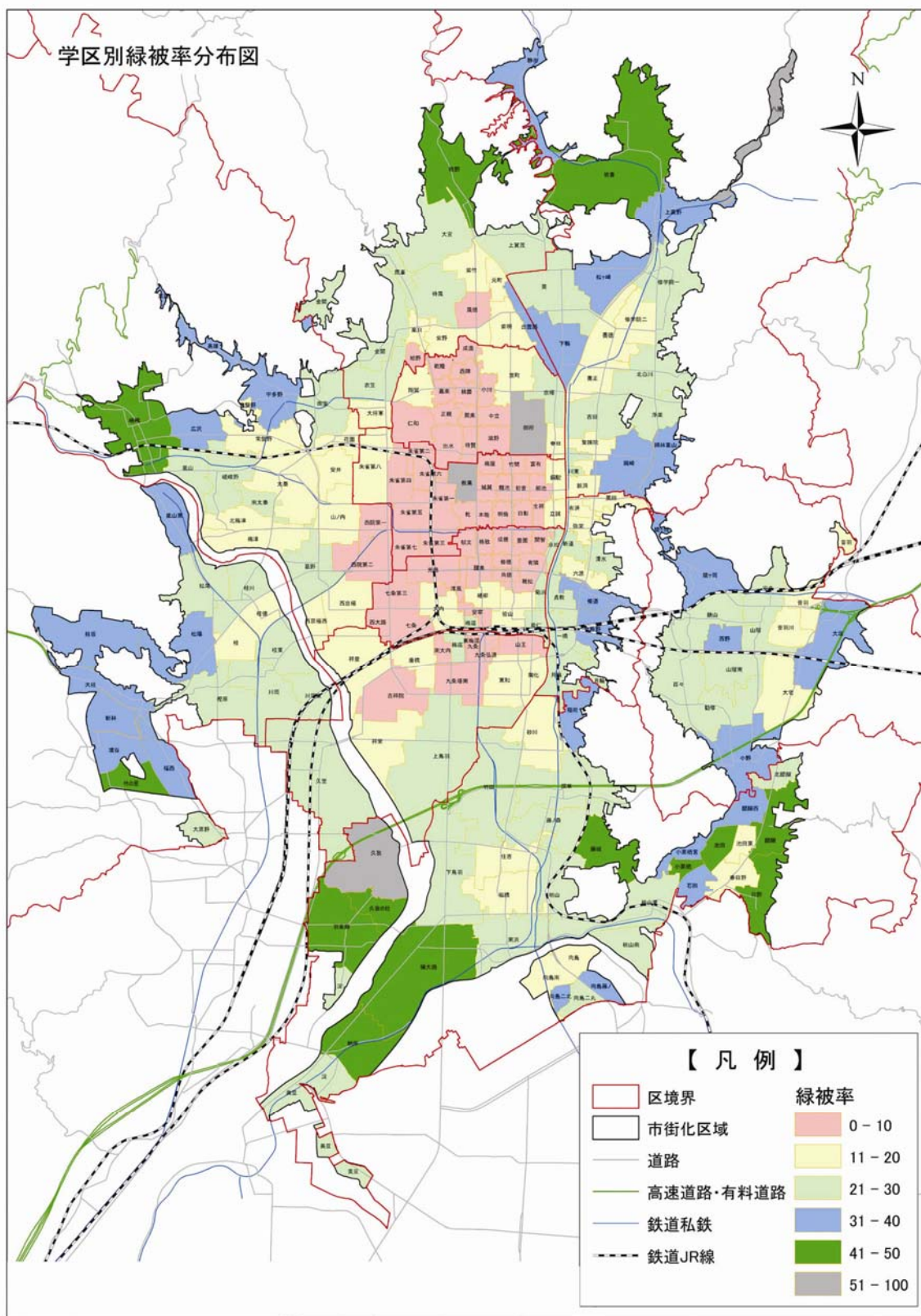
近年は，都市景観の向上やまちなかの休息の場の確保のため，道路への植栽や季節感あふれる低花木の歩道への植栽などを積極的に進めています。

また，本市には，鴨川，桂川，宇治川の三川のほかに，小河川，疏水，水路等が縦横に流れ，水辺には樹木が大きく育ち，水と緑が市民に潤いと安らぎを与えています。近年では，環境，レクリエーション，防災等の側面から，親水化や水辺の再生などの整備も進めています。

(課題) ⇒ 市街地において，農地や社寺などの緑の減少への対策に努めるとともに，道路，河川その他の公共公益施設や工場，住宅等の民有地の緑化を一層推進することが重要です。



＜参考＞学区別緑被率分布図（平成 17 年度緑被率調査結果実績）





2 京都市緑の基本計画のこれまでの取組と今後の方向性

(1)「京都市緑の基本計画」(前計画)の概要

本市では、平成11年2月に策定した「京都市緑の基本計画」(前計画)に基づき、この10年間で様々な施策を展開してきました。その概要については、以下のとおりです。

基本理念

緑が持つたくさんの役割と本市の特質を考え合わせて、次のことを計画の基本理念としています。

- 京都らしい緑の文化を守り、育て、発展させ、古くて新しい緑のまちをつくる。
- 自然と共生しながら環境にやさしい緑のまちをつくる。
- 災害に強い安全で安心できる緑のまちをつくる。

「まもろう きょうのみどり つくろう あすのみどり」

目 標

◎将来像：緑の御所車（緑のネットワークを御所車に見立てる）

◎目標年次：2025年（平成37年）

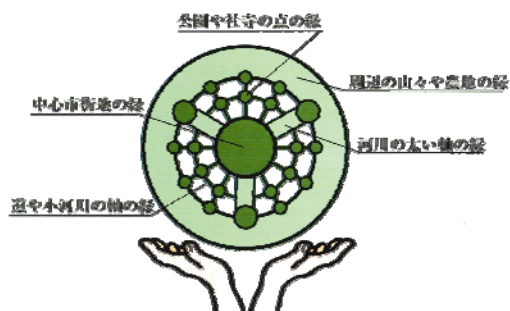
◎緑の目標 周辺の山々の緑 → 量、質ともに現状を保全し活用

市街地の緑 → 緑被率：33%へ

市民1人当たり公園面積：10㎡へ

緑被率：区域に占める緑被地の割合。緑被地は、林地・草地・農耕地・水辺地及び公園緑地等、植物の緑で被覆された土地又は、緑で被覆されていないとも自然的環境の状態にある土地（裸地）。

緑の将来像の模式図－緑の御所車



○市街地周辺部の山々や農地の緑と市街地中心部の緑が、貫流する河川の太い軸の緑で、骨格のネットワークを形成

○市街地に散らばる公園、社寺等の点の緑が、道や小河川等の緑の線できめ細やかなネットワークを形成



基本方針 1 「緑の保全と活用」－歴史、文化、環境を守る－

※施策の実施時期（平成 11 年（1999 年）策定後） 前期：今後 5 年以内に実施，後期：概ね 10 年以内には実施

※役割分担の略称 行：行政，市：市民，事：事業者 ◎：主たる役割を担うもの，○：何らかの役割を担うもの

基本施策		施策 番号	主要な具体策	実施時期 継続の別	役割分担		
					行	市	事
① 市街地を囲む周辺山々の 緑の保全と活用		1	地域制緑地の良好な管理保全の実施を強化する。	継続充実	◎	○	○
		2	地域制緑地内に遊歩道を設置するなど，市民の利活用を通じて保全を図ることを推進する。	後 期	◎	○	
		3	地域制緑地内の買収区域で公園的整備を行い，市民が気軽に緑に親しめるように努める。	継続充実	◎		
		4	健全で有用な森林を育成するとともに，森林所有者などと連携し都市近郊林として，機能の増進を図る。	後 期	◎	◎	
		5	多様な里山の緑を地域特性に応じ，保全・再生することを推進する。	後 期	◎	◎	
		6	周辺の山々を守るボランティア（里山ボランティア）の育成事業を創設し，守り活用する運動を展開する。	後 期	◎	◎	
② 市街地の 緑の保全と 活用	ア 農地の保 全と活用	7	市民農園や分区園としての整備を含めて，生産緑地地区制度の活用を推進する。	継続充実	◎	◎	◎
	イ 社寺境内 地等の緑の 保全	8	保存樹木・保存樹林の指定を推進する。	前 期	◎	○	○
		9	社寺境内の樹木などは文化財環境保全地区などの指定を行い積極的に保全を図る。	継続充実	◎		○
	ウ 緑の文化 の継承	10	民間に残る価値ある庭園を史跡や名勝として指定を進める。	継続充実	◎		○
		11	国際伝統庭園研究センターを設立する。	後 期	◎	○	◎
		12	優れた自然を天然記念物として指定を進める。	継続充実	◎	○	○
		13	花き振興のため市民フェアなどの啓発活動を幅広く展開する。	継続充実	◎	◎	○



基本方針 2 「新しい緑の創出」《緑のネットワークの形成》 ー歴史、文化、環境を守るー

基本施策		施策番号	主要な具体策	実施時期 継続の別	役割分担		
					行	市	事
① 公園等の整備	ア 身近な公園等のきめ細かな整備	14	街区公園など身近な公園の整備を促進する。	継続充実	◎		
		15	安心なまちづくりに資する公園などを整備する。	継続充実	◎		
		16	学校跡地を活用する中で、公園やオープンスペースの確保を図る。	継続充実	◎		
		17	公開緑地、市民緑地などの借地型の公園などを整備する。	後 期	◎	○	○
		18	ワークショップ方式などによる市民参加型の公園づくりを推進する。	継続充実	◎	◎	
	イ 未整備公園の整備推進	19	未整備公園を重点的に整備する。	継続充実	◎		
	ウ 公園の再整備及び維持管理	20	少子高齢社会や住民ニーズの多様化に対応した公園を再整備する。	継続充実	◎		
		21	住民の参加により、地区のシンボルとなる公園を再整備する。	継続充実	◎	◎	
		22	公園の維持管理の充実を図る。	継続充実	◎	◎	
	エ 特色ある公園等の整備	23	健康をはぐくむスポーツ拠点となる公園を整備する。	継続充実	◎		
		24	生態系に配慮し、子どもの遊びや自然環境とのふれあいの公園を整備する。	継続充実	◎		
		25	自然環境を生かし地域振興に寄与する公園を整備する。	継続充実	◎		
		26	都市緑化植物園を設置する。	後 期	◎		○
② 公共公益施設の緑化	ア 道路の緑の整備	27	緑あふれるシンボルロードを整備する。	継続充実	◎	○	○
		28	交通の安全に配慮した人と人とのふれあえる緑豊かなコミュニティ道路を整備する。	継続充実	◎		
		29	新しく設置する道路に積極的に植栽する。	継続充実	◎		
		30	地域の顔となる駅前広場に特色ある植栽を行う。	継続充実	◎		
		31	交差点や橋のたもとなどに、市民がくつろぎ景観づくりにも役立つポケット広場の整備を推進する。	継続充実	◎		
		32	季節感があり市民が親しめる街路樹のボリュームアップを図る。	継続充実	◎		
		33	街路樹の生育条件の整備や育成管理の充実を図る。	継続充実	◎		
	イ 水辺の緑の整備	34	散策路と共に防災避難路にもなる市街地内の河川沿いの緑道を整備する。	後 期	◎		
		35	水辺に固有な自然環境や生態系に配慮し、自然復元を行うとともに、水とふれあい、生き物と親しめる河川や池沼を整備する。	後 期	◎		
		36	多面的な利用が図れる河川敷公園の整備を促進する。	継続充実	◎		
	ウ その他の公共公益施設	37	公共公益施設の敷地を 30%以上緑化する。	後 期	◎		
		38	様々な学校緑化を展開する。	継続充実	◎		



基本方針3「市民・事業者とのパートナーシップによる緑化の推進」

基本施策	施策番号	主要な具体策	実施時期	役割分担		
			継続の別	行	市	事
① 工場、民有地緑化等の推進	39	工場、商店街、住宅地において、積極的な緑化を推進する。	継続充実	○	○	◎
	40	緑地協定、緑化推進協定の締結を推進する。	前期	◎	○	○
② 緑化推進啓発活動の展開	41	普及啓発パンフレットやガイドブック、緑化マニュアルを発行する。	継続充実	◎		
	42	区の花と木を制定する。	前期	◎	◎	
	43	公園などに市民の手による花壇の設置を推進する。	継続充実	◎	◎	
	44	大人も子どもも参加できる自然環境や緑に関する研修会や、市民講座を開設する。	後期	◎		
	45	姉妹都市間で緑の技術や文化の交流を図る。	後期	◎	○	○
	46	住宅地や駐車場における生け垣などの緑化に係る助成制度を創設する。	後期	◎		
③ 緑化助成、顕彰制度	47	緑化功労者やまちかど緑化コンクール入賞者などへの表彰制度を創設する。	後期	◎		
	48	官民一体の緑化推進に係る協議会を設立する。	前期	◎	◎	◎
④ 緑のまちづくりを進める組織体制の整備	49	(財)京都市景観・まちづくりセンターと連携した都市緑化を推進する。	継続充実	◎	○	○
	50	都市緑化基金を大幅に拡充する。	前期	◎	◎	◎
⑤ 人材の育成	51	森の緑のボランティアリーダーを育成する。	前期	◎	◎	○
	52	まちの緑のボランティアリーダーを育成する。	後期	◎	◎	○



(2) 施策の成果

① 市街地を囲む周辺の山々の緑の保全と活用

(地域制緑地に係る取組)

これまでに、都市緑地法，古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法），京都市自然風景保全条例，京都市風致地区条例等の各種法令に基づいて地域制緑地の地区指定により行為規制を行ってきました。特に歴史的風土特別保存地区及び特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を含む。）については、建築物の新築等を厳しく規制していることから、現状変更行為が原則不許可になり、土地の利用に著しい支障を来たす場合には、申し出に基づき土地の買入れを行っています。

買入地については、森林保全対策としての枯木の伐採，除草，地元の竹を使用した立ち入り防止柵の設置などの維持管理作業を行っています。

また、多くの市民や観光客が「歴史的風土」に触れられるよう、古都保存法に基づき指定された小倉山歴史的風土特別保存地区等において、公園施設の整備を行ってきました。

<地域制緑地の指定面積の推移（単位：ha）>

種別	昭和 5 年	昭和 42 年	昭和 44 年	昭和 56 年	平成 8 年	平成 19 年
歴史的風土特別保存地区	—	1,337	1,437	1,474	2,861	2,861
近郊緑地特別保全地区	—	—	—	—	212	212
特別緑地保全地区	—	—	—	12	26	26
自然風景保全地区	—	—	—	—	25,780	25,780
風致地区	3,386	11,696	14,411	14,336	17,831	17,938



(森林の保全・再生に係る取組)

これまでに、景観形成に重大な影響を与える市街地周辺林の松くい虫被害拡大防止等のため、薬剤散布や被害木の伐採による防除事業に取り組み、また、近年ではナラ枯対策を行うなど、周辺林の機能維持に努めています。

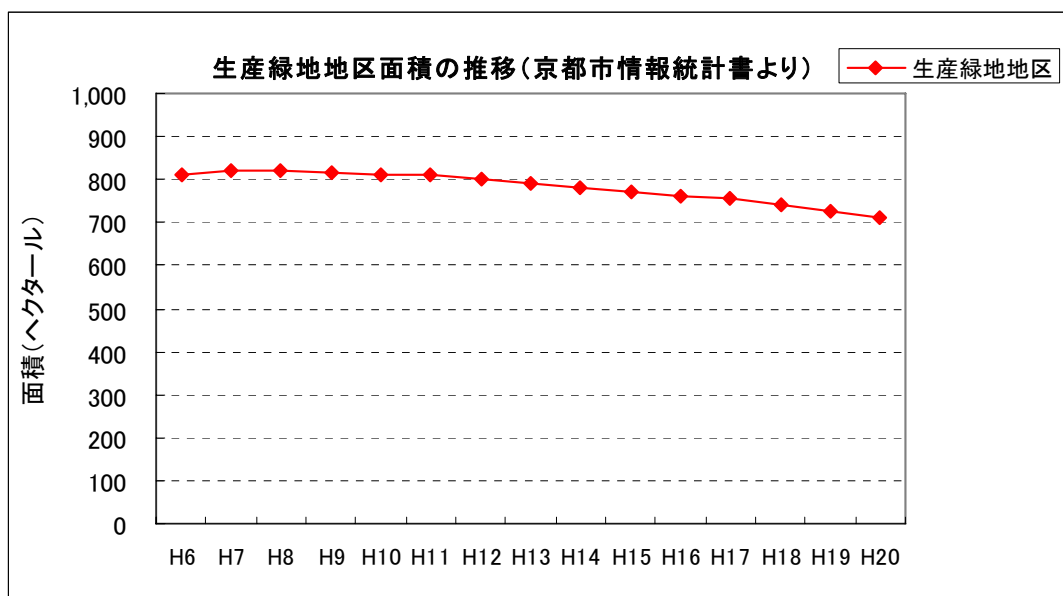
また、森林の多面的機能の維持増進を目的として、「絆^{きずな}の里山整備事業」により、森林整備を実施し、環境保全型の里山づくりの推進を図ってきました。

平成19年度には、東山風景林（国有林）を対象に市民参画による森づくりを行うことを目的とした「京都伝統文化の森推進協議会」が設立され、森づくりの推進活動が始まりました。

② 市街地の緑の保全と活用

(農地の保全と活用)

市街化区域内の農地の保全を図る措置として、生産緑地地区の指定を進めています。





(社寺境内地等の緑の保全)

社寺境内地の多くは風致地区として指定していますが、市街地内にあって、市民に親しまれている樹木又は樹木の集団で、規模・樹容等が一定の基準に適合しているものを、「京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例」に基づき保存樹として指定してきました。平成 13 年度から平成 17 年度までの間に、計 41 件の指定（うち 2 件は枯損により指定を解除）を行い、巡回調査や助成事業等により樹木の維持管理に努めています。また、標識の設置やパンフレットの発行により、市民への周知も併せて行っています。

更に、文化財については、「京都市文化財保護条例」に基づき、文化財（有形文化財や記念物）の周辺の歴史的環境を保全する目的で文化財環境保全地区を京都市として指定し、平成 21 年 4 月 1 日現在で、9 件の地区指定を行っています。

ただし、文化財環境保全地区内においては、建築物の新築、増築、改築や木竹の伐採等の一定の行為について、制限が生じるため、社寺境内地等の緑の保全策として重要ではあるものの、性格上必ずしも緑地を保護する目的で指定するものではなく、対象地域としては限定されます。

(緑の文化の継承に係る取組)

同じ文化財として、名勝については、民間の庭園等も含めて、風致景観の優秀なものや名所として価値の高いものを指定・登録しています。本市は世界からも注目される日本庭園の宝庫であり、現代においても、梅小路公園の朱雀の庭等の優れた日本庭園がつくられています。

天然記念物については、学術的に貴重で自然を記念するものを指定・登録しており、これまでに、京都市指定・登録件数として、平成 21 年 4 月 1 日現在で、植物 33 件の指定・登録を行っています。

市民への周知活動としては、花と緑を育てる運動の一環として、花の生産、流通、消費拡大を図ることを目的とした「花と緑の市民フェア（5月）」の



の開催や、春の「みどりの月間」や秋の「都市緑化月間」の一環として、植物を育てる喜びや楽しさを実感できる機会を提供する「梅小路公園グリーンフェア」等を開催しています。

③ 公園等の整備

(身近な公園等のきめ細かな整備)

市民の身近なレクリエーションの場の確保や、安心・安全なまちづくりを進める観点から、歩いて行ける範囲に公園を確保するため、街区公園をはじめとした公園の整備を進めています。

特に、中心市街地では、公園用地を確保することが困難なため、これまで小学校の統廃合で生じた学校跡地の活用を中心として、公園の整備を、ワークショップ方式等住民参加により進めています。

(公園の再整備及び維持管理)

戦後の市街地整備による公園や昭和 40 年代の開発行為による公園など、整備後長期間が経過した公園の中には、公園施設も古くなり、確保すべき公園機能が周辺住民のニーズに合わなくなってきたものなど、利用しにくい公園があります。このため、住民参加により、地区のシンボルとなる公園の再整備を毎年 1 ～ 2 箇所実施しています。

(特色ある公園等の整備)

これまでに、運動公園としては、西京極総合運動公園や、伏見桃山城運動公園の整備などを行いました。

また、生態系に配慮し、子どもの遊びや自然とのふれあいの公園として、そして、自然環境を生かした公園として、宝が池公園や大原野森林公園などの整備を行いました。



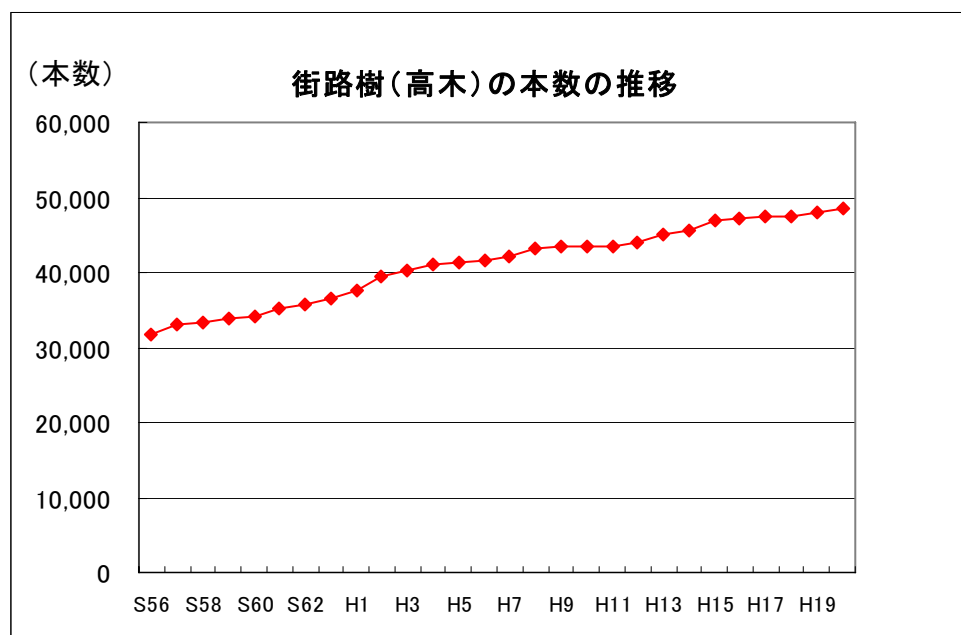
④ 公共公益施設の緑化

(道路の緑の整備)

街路樹は、まちの顔としても大切な役割を担っています。本市の顔となるシンボルロードとして整備された御池通については、平成15年6月に街路事業が完了した時点で、整備前の212本から最終的には270本のケヤキ並木として再整備しました。

また、歩行者等の通行が優先される通過交通を規制し、歩行者の安全を確保するためのコミュニティ道路の整備を行い、それに併せて植栽も行いました。

新設道路については、主に都市計画道路の整備に際し、歩道及び中央分離帯等で可能な範囲において、街路樹の植栽を推進し、道路及び周辺的环境保全に努めています。



この他、駅前広場や交差点などにも、市民がくつろげ、まちの景観づくりにも寄与するポケット広場等の植栽整備を行いました。

また、維持管理については、年々市民からの様々な要望も増えている中、樹木の剪定作業や害虫駆除を実施しています。



(水辺の緑の整備)

これまでに、河川沿いの緑道の一つとして、昭和 20 年～30 年代の都市下水路整備に伴い、水源が断たれた堀川に導水し、せせらぎを復活させるとともに、水辺空間及び防災面に配慮した整備を行いました。

また、自然環境や生態系に配慮した河川整備については、平成 9 年の河川法の改正により、生物多様性や地域特性に配慮した「多自然川づくり」が積極的に進められるようになり、本市では、伏見区の七瀬川において、二層式河川構造を取り入れ、下部を治水対策、上部を木々や草花を植栽した親水空間として整備をするなどの取組を進めています。

河川敷公園については、桂川河川敷において、安全な親水空間、スポーツなど自由に利用できる多様なレクリエーション空間を創出するとともに、災害時の物資集積拠点等としても活用できるように順次整備をしてきました。

(その他公共公益施設の緑化)

公共公益施設の緑化については、これまでに公共建築の建設事業、クリーンセンターの新設・改築、上下水道局の各水環境保全センターやポンプ場等で緑化の取組を行っています。中でも近年は、建築物の屋上における緑化の取組を推進しており、これまでに、約 1 ha の屋上緑化を創出しました。

公共公益施設の中では、特に学校における緑化の取組が盛んに進められ、学校敷地内に自然生態系を復元・創造する「学校ビオトープ事業」、学校のブロック塀等を「緑の生け垣」や「花の庭園」に整備する「花と緑のグリーンベルト事業」、CO₂ の削減や室内温度の上昇の抑制を図ることなどを目的とした「緑のカーテン推進事業」、運動意欲の向上等とともに地表温度の低下等の環境面の寄与も期待される「校庭芝生化」などの事業を積極的に推進しています。



⑤ 工場，民有地緑化等の推進

工場，商店街，住宅地に代表される民有地の緑化については，工場・事業所，学校，公益施設等において，「緑化指導指針」に基づき指導を行うなど，基本的に行政指導により緑化の推進を行ってきましたが，平成 19 年度からは，京都府地球温暖化対策条例に基づき，特定緑化地域（本市では，緑化重点地区）において敷地面積 1,000 m²以上の新築又は改築を行う場合に，緑化が義務付けられることとなりました。

また，京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例，京都市市街地景観整備条例，建築基準法に基づく「総合設計制度」等により，民有地の緑化を推進しています。

更に，一定規模の緑化をすることにより税の軽減措置が受けられる，都市緑地法に基づく「緑化施設整備計画認定制度」の運用など，民有地緑化を誘導する各種取組を推進しています。

⑥ 緑化推進啓発活動の展開

これまでに，普及啓発の一環として，（財）京都市都市緑化協会において広報誌「京のみどり」を年 4 回発行し，また，普及啓発活動の一環として，区民ふれあいまつりや各種イベントにおいて，パンフレットや草花の種子・球根等の配布を行ってきました。

また，平成 11 年度，12 年度に，地域で有名な木や歴史のある木などの次世代に伝えていきたい木を，各区毎に選定委員会を開催して選定する「区民の誇りの木」選定事業を実施し，市内で 872 件の区民の誇りの木を選定しました。

花壇の設置については，これまでに公園やちびっこひろばにおける花壇の設置をはじめ，各区役所においても，中京区のまちなか緑化推進事業や山科区のフラワーロード推進事業など，各種取組を推進しています。

また，植樹活動として，山科区において，区民の出生，結婚，入学，卒業や企業の創立記念等に，植樹への協力を呼びかける「花の回廊募金」を募り，



年に1回植樹式を開催しています。

自然環境や緑に関する研修会や市民講座については、これまでに、区民ふれあい事業や「梅小路公園グリーンフェア」、「花と緑の市民フェア」など各種イベントにおいて緑に関する講習会や自然観察会などを実施しています。また、(財)京都市都市緑化協会では、年間を通じて園芸講習会や自然観察会、緑の相談窓口業務等を行っています。

緑の技術や文化交流として、平成15年度にモントリオールで、「世界の神話と伝説」をテーマに「造形園芸の国際博覧会」が開催され、本市としても出展作品のデザインを市民公募で決定のうえ出展しました。また、国内においては、昭和58年から、緑豊かな潤いある都市づくりを推進することを目的として、全国の自治体が持ち回りで毎年開催している「全国都市緑化フェア」に、本市からも自治体出展花壇としてほぼ毎年出展を行っています。

⑦ 緑化助成、顕彰制度

緑化助成制度については、平成11年度から平成19年度までの間で、生け垣緑化助成128件(1,715m)、建築物緑化助成として、屋上緑化助成16件(483㎡)、壁面緑化助成1件(15m)に対して助成を行いました。

平成20年度からは、特に緑が少なく、緑化余地の少ない市街地中心部の緑化を推進していくため、道路に面する敷地や駐車場の緑化を新たな助成対象とし、これまでの緑化助成を統合して、「京^{みやこ}のまちなか緑化助成事業」として事業を拡充して実施しています。

平成15年度から毎年10月の「都市緑化月間」に、本市の都市緑化に功績があったと認められる個人・民間団体を表彰する「京都市都市緑化推進功労者表彰」を実施しており、これまでに、計32件(団体19件、個人13件)の表彰を行いました。なお、平成18年度からは公募による自薦、他薦により実施しています。

また、「京都まちとみどり写真コンクール」を昭和60年から実施しており、本市は京都府とともに共催として参画し、これまでに25回のコンクールを



開催しています。

⑧ 緑のまちづくりを進める組織体制の整備

本市における緑化推進に関する事項について協議する機関として、平成 13 年度に学識経験者、市民、事業者から構成される「京都市都市緑化推進協議会」を設立し、これまでに計 22 回の協議会（平成 20 年度末まで）を開催して、官民一体の様々な取組について活発な議論をいただいています。

⑨ 人材の育成

まちのボランティアリーダー育成の一環として、市民花壇等の地域活動に参加協力いただいている方を対象に、花を植える技術や維持管理に関する技術的講習会を、平成 17 年度、平成 18 年度に実施し、リーダー育成の手がかりとなる取組を実施しました。

また、街路樹サポーター制度（平成 22 年 1 月に「街路樹里親制度」を改正）に基づき、市民による街路樹周辺の美化、緑化活動が進められており、落ち葉のリサイクルにも取り組んでいます。

（財）京都市都市緑化協会においては、平成 18 年度から花壇づくり講習会を行うなど、新たに地域の緑化を担う人材の育成を図っています。



(3) 施策の検証と方向性

① これまでの施策の検証と方向性

「京都市緑の基本計画」(前計画)に掲げられている3つの基本方針(「緑の保全と活用」、「新しい緑の創出」、「市民・事業者とのパートナーシップによる緑化の推進」)及び9つの基本施策に基づき、52の主要な具体策を進めていくこととし、本市では、このうち45の具体策に着手し、推進してきました。

また、52の具体策について、「施策の成果」や、社会状況の変化等を踏まえて検証し、今後の方向性を以下のとおり4つの分類により評価しました。

施策の方向性	記号
施策は完了したが、新たな方向性で施策を推進	◎
施策を現状の内容で推進	○
施策の内容を変更して推進	△
廃止(施策需要が今後見込めないもの)	×

評価の結果は、以下のとおりです。

- ・ 施策は完了したが、新たな方向性で施策を推進するべきもの … 4 施策
- ・ 施策を現状の内容で推進するべきもの … 4 2 施策
- ・ 施策の内容を変更して推進するべきもの … 5 施策
- ・ 廃止するべきもの(施策需要が今後見込めないもの) … 1 施策

※詳細は、参考資料を参照

② 新たな施策の立案と施策の再編

これまでの施策について、今後の方向性を示しましたが、現在の社会動向を踏まえ、新たな施策を立案するとともに、これまでの施策の再編を行います。

特に、緑化推進施策については、都市緑地法の制定に伴い、緑化の推進に係る施策の整備が大幅に進められてきたことにより、これまで取り組んできた緑化の規制・誘導を強化することが可能な状況にあります。